

平成 17 年 2 月 23 日

保 安 檢 查 基 準
(L N G 受入基地関係)
(案)

平成 17 年 月
高圧ガス保安協会
高圧ガス L N G 協会

保安検査基準（LNG受入基地関係） 項目等構成

. 総 則

1. 適用範囲

2. 検査項目及び検査方法

3. 検査の周期（時期）

. 保安検査の方法

1. 警戒標 等

- 1.1 境界線・警戒標
- 1.2 可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置
- 1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置

2. 保安距離・施設レイアウト 等

- 2.1 保安距離
- 2.2 設備間距離
- 2.3 火気取扱施設までの距離
- 2.4 保安区画
 - 2.4.1 区分・面積
 - 2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値
- 2.5 防液堤内外の設備設置規制
- 2.6 滞留しない構造
- 2.7 計器室
- 2.8 直射日光を遮るための措置

3 . 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等

- 3.1 基 础
- 3.2 耐震設計構造
- 3.3 貯槽の沈下状況測定

4 . ガス設備(導管を除く。)

- 4.1 ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の気密構造
- 4.2 ガス設備に使用する材料
- 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度
- 4.4 高圧ガス設備の気密性能

5 . 計装・電気設備

- 5.1 計装設備
 - 5.1.1 溫度計
 - 5.1.2 圧力計
 - 5.1.3 液面計等
- 5.2 電気設備
 - 5.2.1 電気設備の防爆構造
 - 5.2.2 保安電力等
 - 5.2.3 静電気除去措置

6 . 保安・防災設備

- 6.1 常用の温度の範囲に戻す措置
- 6.2 安全装置
- 6.3 安全弁等の放出管
- 6.4 貯槽の温度上昇防止措置、貯槽の耐熱・冷却措置
- 6.5 負圧防止措置
- 6.6 液化ガスの流出防止措置
- 6.7 貯槽の配管に設けたバルブ
- 6.8 緊急遮断装置(貯槽配管)
- 6.9 インターロック機構
- 6.10 ガス漏えい検知警報設備
- 6.11 防消火設備
- 6.12 ベントスタック、フレアースタック
- 6.13 保安用不活性ガス等
- 6.14 通報措置

7. 導管

- 7.1 コンビナート製造事業間の導管以外の導管
 - 7.1.1 設置場所
 - 7.1.2 地盤面上の導管の設置及び標識
 - 7.1.3 耐圧性能及び強度
 - 7.1.4 気密性能
 - 7.1.5 腐食防止措置及び応力吸収措置
 - 7.1.6 温度上昇防止措置
 - 7.1.7 圧力上昇防止措置
 - 7.1.8 通報措置
- 7.2 コンビナート製造事業所間の導管
 - 7.2.1 標識
 - 7.2.2 腐食防止措置
 - 7.2.3 材料
 - 7.2.4 構造
 - 7.2.5 伸縮を吸収する措置
 - 7.2.6 接合及びフランジ接合部の点検可能措置
 - 7.2.7 溶接
 - 7.2.8 設置状況の確認
 - 7.2.9 ガス漏えい検知警報設備
 - 7.2.10 運転状態を監視する措置
 - 7.2.11 異常事態が発生した場合の警報措置
 - 7.2.12 安全制御装置
 - 7.2.13 緊急遮断装置等
 - 7.2.14 感震装置等
 - 7.2.15 保安用接地等
 - 7.2.16 絶縁
 - 7.2.17 落雷による影響回避措置
 - 7.2.18 保安電力
 - 7.2.19 巡回監視車等

8. その他

コンビナート製造者の連絡用直通電話

・総則

1. 適用範囲

本基準は、コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）の適用を受ける液化天然ガス（以下、LNG^{*1}という）受入基地の製造施設^{*2}（コンビ則第2条第1項第14号の特定液化石油ガススタンド、同第15号の圧縮天然ガススタンド及び同第15号の2の液化天然ガススタンドを除く。）の内、コンビ則第34条第1項に規定する特定施設に係る高圧ガス保安法（以下「法」という。）第35条の保安検査について適用する。

* 1 本基準を適用する LNG (Liquefied Natural Gas) は、メタンを主成分とする天然ガスを精製、冷却、液化したもので、LNG 製造工程において炭酸ガス、硫化水素、水分、水銀等の不純物を液化基地および受入基地の設備が腐食しないように除去したものである（解説参照）。表 1 に設計液密度及び設計温度を示す。

表 1

設計液密度 kg / m ³	設計温度
424.0 ~ 487.0	-164.0

（国内 LNG 基地の調査結果）

【解説】

天然ガス中の不純物が設備に与える影響について

1 天然ガス中の不純物

地層中の天然ガスは水（地層水）と共に存しており、地層水は海水組成に類似し、NaCl を主体とする Na、Ca、Mg 塩（塩化物、硫酸塩、炭酸塩など）を含む。さらに炭酸ガス (CO₂) や硫化水素 (H₂S) などの酸性ガスを含み、酸素を含まないのが環境の特徴である。天然ガスに同伴される主たる水溶性の腐食性成分は、炭酸ガス (CO₂) および硫化水素 (H₂S) の酸性ガス成分と塩分である。これ以外で同伴する微量成分では、Al 合金とアマルガム生成反応をおこす水銀 (Hg) がある。

2 不純物が設備に与える影響について

（1）液化基地設備

天然ガス中の不純物により、液化設備が腐食すれば、安定した製造が不可能となることから、液化プロセスの精製において、不純物が除去されている。液化基地の不純物除去設備性能は水分 1 ppm、水銀 10 ng/Nm³ 程度である。

(2) 受入基地設備

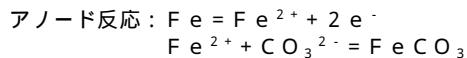
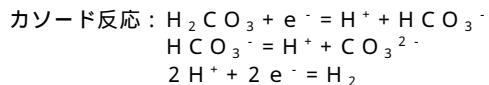
このように精製された天然ガスに含まれる不純物は微量であり、液化された LNG 中や気化器で気化したメタンガス中では、たとえ蒸気あるいは固体として存在しても、液体としては存在しないので、次のとおり各不純物による受入基地設備の材料に与える影響はない。

ア 水による湿性腐食 (対象材料 : 炭素鋼、 9 % Ni 鋼)

LNG 受入基地設備運転温度 (-162 ~ 常温) 範囲での水の凝縮はなく腐食しない。

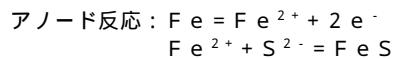
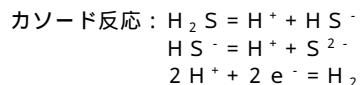
イ 炭酸ガスによる湿性腐食 (対象材料 : 炭素鋼、 9 % Ni 鋼)

LNG 受入基地設備運転温度 (-162 ~ 常温) 範囲での水の凝縮はなく腐食しない。(下の反応は進行しない。)



ウ H₂S による腐食 (水素脆化)(対象材料 : 炭素鋼、 9 % Ni 鋼)

LNG 受入基地設備運転温度 (-162 ~ 常温) 範囲での水の凝縮はなく腐食しない。(下の反応は進行しない。)



エ 全硫黄 (硫黄化合物) による腐食 (高温酸化腐食)(対象材料 : 炭素鋼)

水に溶解しにくく、常温以下の温度で腐食性はない。

オ Hg 腐食 (対象材料 : Al 、 Al - Mg 合金鋼)

液化基地の精製工程で Hg は除去されており、 LNG 受入基地設備運転温度 (-162 ~ 常温) 範囲で Hg の凝縮はなく、液体 Hg として存在しないことから、アマルガム腐食、脆化は起こらない。

カ 塩化物による腐食 (塩化物応力腐食割れ)(対象材料 : オーステナイトステンレス鋼)

LNG 設備運転温度 (-162 ~ 常温) 範囲での水の凝縮はなく腐食しない。また、 LNG 基地設備において、温度 50 以上の環境で使用される部位はない。

* 2 本基準を適用する LNG 受入基地には次の設備がある。

(1) LNG 関連設備

ローディングアーム、LNG 気化器、LNG 配管、天然ガス（以下、NG という）配管、LNG タンク、LNG ポンプ、BOG 圧縮機、戻りガスプロワ、LNG 熱交換器、LNG 容器、フレキシブルチューブ

(2) 液体窒素関連設備

コールドエバポレータ、不活性ガス圧縮機

2 . 検査項目及び検査方法

技術基準の適合状況（許可時に要求された性能を満足しているかどうか）について、
．保安検査の方法に示す検査項目に応じた方法又は当該方法に基づき実施された検査についての記録確認により行う。

なお、コンビ則第 54 条等の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法等であって、本基準を適用することが適当でない場合にあっては、本基準の内容に係わらず経済産業大臣が認めた適切な方法により行うことができる。

本指針の検査方法は、(社)日本ガス協会「LNG 受入基地設備指針」(JGA 指-102-03)^{*1}、「LNG 地上式貯槽指針」(JGA 指-108-02)^{*2}、「LNG 地下式貯槽指針」(JGA 指-107-02)^{*2}に準拠している。

* 1 平成 15 年 10 月 (社)日本ガス協会ガス工作物等調査委員会

* 2 平成 14 年 8 月 (社)日本ガス協会ガス工作物等調査委員会

3 . 検査の周期（時期）

保安検査は、
．保安検査の方法に示す周期（時期）により行う。ただし、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第 14 条に規定する製造施設については、告示第 14 条の表の上欄に掲げる製造施設に応じ、同表下欄に掲げる期間により行う。

. 保安検査の方法

1. 警戒標 等

1.1 境界線・警戒標

事業所の境界線、警戒標及び容器置場の警戒標に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第1号・65号イ

目視検査（必要に応じて、図面と照合して行うものをいう。以下同じ。）

外観^{*}に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向・記載事項等を含む。

1.2 可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置

可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第29号

目視検査

貯槽本体への塗色、ガス名朱書又は標紙等貼付による場合：
当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。
標識の掲示による場合：
外観^{*2}に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向・記載事項等を含む。

1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置

バルブ等の操作に係る適切な措置に係る検査は目視及び作動検査とし、
(1) 及び (2) による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第45号

(1) 目視検査

標示板等：

外観^{*}に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

名称又は塗色等の表示及び流れ方向の表示：

当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。

施錠、封印等：

外観^{*}に腐食、損傷、変形、その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

操作用足場及び照明等：

外観^{*}に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向・記載事項等を含む。

(2) 作動検査

照明等の点灯状況について、1年に1回作動(点灯)させて確認する。

2. 保安距離・施設レイアウト 等

2.1 保安距離

保安距離に係る検査は距離測定とし、(1)による。ただし、前回保安検査以降製造施設の設置位置及び保安物件の設置状況に変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。

保安距離の緩和等のために設けられている障壁等の検査は目視とし、(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第2号～8号・65号ハ・ニ・ホ

(1) 距離測定

保安距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた保安距離の実測による検査又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。

(2) 目視検査

外観^{*}に破損、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、位置・方向等を含む。

2.2 設備間距離

設備間距離に係る検査は距離測定とし、次による。ただし、前回保安検査以降製造設備の設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第11号～13号

距離測定

設備間距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた設備間距離の実測により確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができます。

2.3 火気取扱施設までの距離

火気取扱施設までの距離確保等に係る検査は、次のいずれかの措置の内、該当する措置について検査する。

火気取扱施設までの距離に係る検査は距離測定とし、(1)による。

ただし、前回保安検査以降製造設備及び火気取扱施設の設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。

流動防止措置の内、防火壁、障壁、防火戸、網入ガラス及び二重扉に係る検査は目視とし、(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第14号

(1) 距離測定

距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の実測により確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができます。

(2) 目視検査

外観^{*}に腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向等を含む。

2.4 保安区画

2.4.1 区分・面積

保安区画の区分・面積に係る検査は目視及び図面確認とし、次による。ただし、前回保安検査以降区分・面積に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び図面確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第9号

目視検査及び図面確認

保安区画の区分の状況及び面積について、1年に1回目視及び図面により確認する。

2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値

保安区画内の高圧ガス設備の位置及び燃焼熱量の数値に係る検査は距離測定及び記録確認とし、(1)及び(2)による。ただし、前回保安検査以降高圧ガス設備の位置及び燃焼熱量の数値に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定及び記録確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第10号

(1) 距離測定

隣接保安区画内の高圧ガス設備に対する距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の実測による確認又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による検査とすることができます。

(2) 記録確認

保安区画内の高圧ガス設備の燃焼熱量の合計の数値が規定値以下であることを、1年に1回記録により確認する。

2.5 防液堤内外の設備設置規制

防液堤内外の設備設置規制に係る検査は目視及び距離測定とし、(1)及び(2)による。ただし、前回保安検査以降設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び距離測定に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第36号

(1) 目視検査

防液堤内外に設置されている設備・施設の種類について、1年に1回目視により確認する。

(2) 距離測定

防液堤外に設置されている設備までの距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の実測による確認又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に、目視又は図面による確認とすることができる。

2.6 滞留しない構造

可燃性ガス製造設備を設置する室、可燃性ガス容器置場の滞留しない構造に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第51号・65号ト

(1) 目視検査

開口部、換気装置等の場合：

外観^{*}に破損、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向等を含む。

(2) 作動検査

換気装置を設置している場合：

換気装置の機能について、1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。

2.7 計器室

計器室の構造（耐火構造、防火戸、二重扉等）に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第61号

目視検査

計器室出入口、窓ガラス等について破損、変形その他の異常^{*}のないことを1年に1回目視により検査する。

【解説】

* 保圧措置を講じている場合はその確認を含む。

2.8 直射日光を遮るための措置

容器置場の直射日光を遮るための措置に係る検査は目視検査とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第65号へ

(1) 目視検査

不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根による場合：
外観^{*}について、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向・使用材料等を含む。

3. 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等

3.1 基礎

基礎に係る検査は記録（図面を含む。以下この節において同じ。）確認及び目視とし、(1)及び(2)による。ただし、記録確認については、前回保安検査以降地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第23号

(1) 記録確認

地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。

(2) 目視検査

基礎立ち上り部及び貯槽の支柱（底部）と基礎の繋結状況について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

3.2 耐震設計構造

耐震設計構造に係る検査は記録（図面を含む。以下この節において同じ。）確認及び目視とし、（1）及び（2）による。ただし、記録確認については、前回保安検査以降耐震設計上変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第24号

（1）記録確認

耐震設計構造に係る計算結果等について、1年に1回記録により確認する。

（2）目視検査*

基礎立ち上り部、ベースプレート、スカート、サドル、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* LNGタンクは除く

3.3 貯槽の沈下状況測定

沈下状況に係る検査は沈下状況の測定とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第64号

沈下状況測定

貯槽の沈下の程度について、不同沈下のないことを1年に1回レベル用測定器を用いた測定により確認する。ただし、次の条件を満足する貯槽に係る沈下状況の測定は3年に1回とすることができます（沈下状況の測定を行わない期間においては、不同沈下のないことを1年に1回目視により確認すること。）。

設置後5年以上経過したものであること。

過去3年間の沈下状況の測定結果が、次の式を満足するものであること。

$$\frac{h}{L} \leq 0.005$$

h : 貯槽の沈下による傾斜の勾配が最大となる基礎面又は底板上の二点間（以下「二点間」という。）のレベル差（単位 mm）

L : 二点間の水平距離（単位 mm）

4. ガス設備（導管を除く。）

4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造

可燃性ガスのガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）の気密構造に係る検査は、1年に1回運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧^{*1}のある状態において、漏えい等の異常がないことを確認する^{*2}。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第15号

【解説】

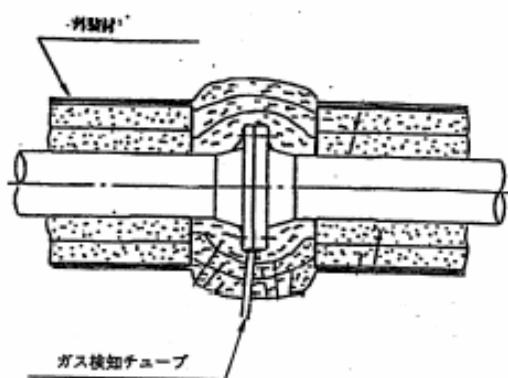
- * 1 内圧とは、運転状態の圧力以上の圧力とする。
- * 2 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、次のとおり発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験があり、適切な方法を選択して行う。検査対象となる部位は、フランジ継手部、ねじ継手部、弁グランド部等である。
 - ()発泡液をシール部に塗布し泡が認められるか否かで判定する。
 - ()検査に用いるガス（実ガスを含む）の濃度が1.0%以下の警報設定値で作動するガス検知器を使用して、当該検知器が作動しないことにより判定する^{* * 1}。
 - ()被検査部分の容積及び最高使用圧力に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりとの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。

* * 1 次に示すような場合は、ガス濃度1%程度の警報設定値で作動するガス検知器を用いて検知することができる。

<測定箇所及び要領>

保冷材または防音材が施工されている配管フランジ部で検知用チューブが設置されている(下図参照)または注射器で吸引して実施する場合。

保冷材または保温材が施行されていない配管フランジ部で、ガムテープ等で覆い一箇所に穴を開けて実施する場合。



4.2 ガス設備に使用する材料

ガス設備に使用されている材料に係る検査は、1年に1回記録確認又は図面確認による。ただし、前回保安検査以降材料に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録確認又は図面確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第16号

4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度^{*1}

高圧ガス設備(内部及び外部に減肉及び劣化損傷が発生するおそれのないもの^{*2}を除く。) の耐圧性能・強度に係る検査は、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを次に掲げる目視検査及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により確認する。

ここで、配管に代表されるような設備の大きさ、形状、内部の構造等により内部からの検査を行うことができない設備^{*3}にあっては、外部からの適切な検査方法(超音波探傷試験、放射線透過試験等)により内部の有害な減肉、劣化損傷がないことを確認しなければならない。

なお、配管にあっては配管付属品を含めた相互に連結された配管系^{*4}で管理する。

(1) 目視検査^{*5}

高圧ガス設備の内部の目視検査は、原則として、設備の種類、材料等に応じて別に定める期間^{*6}内に行い、外部(断熱材等で被覆されているものにあってはその外面)の目視検査は、1年に1回行う。なお、弁類及び動機器の内部の目視検査は、分解点検・整備のための開放時^{*7}に行う。

ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備^{*8}については内部の目視検査は不要とする。

(2) 非破壊検査

(2-1)肉厚測定^{*9}

高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。ただし、次に掲げる設備にあっては、各々に掲げる時期に実施する。

ア . 過去の実績、経験等により内部の減肉のおそれがないと評価できる弁類(配管系から除外される圧力容器に直結されたものに限る。) 及び動機器： 分解点検・整備のための開放時^{*7}の目視検査で減肉が認められたとき

イ . 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備^{*8}： 外部の目視検査で減肉が認められたとき

(2-2)肉厚測定以外の非破壊検査

肉厚測定以外の非破壊検査は、高圧ガス設備の内部について、原則として、設備の種類、材料等に応じて別に定める期間^{*6}内に行う。ただし、次に掲げる設備にあっては、各々に掲げるところによることができる。

腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備^{*8}： 非破壊検査は不要とする。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第17号・19号

【解説】

* 1 省令の技術基準では高圧ガス設備の耐圧性能と強度は別の号で規定されているが、保安検査では両号に基づき高圧ガス設備の耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを確認することとし、耐圧性能及び強度に係る検査として一つの項目にまとめた。

耐圧試験は、設備の製作完了時点で強度上の健全性が確保されていることを確認するための試験であり、使用されている設備に実際に加わる圧力以上の負荷を与えることはその設備の安全性を損なうおそれがある。このため、保安検査では原則として耐圧試験は実施しないこととした。

ただし、フレキシブルチューブ等耐圧性能を確認する適切な非破壊検査の方法がないものについては、設備の安全性を十分に配慮した上で耐圧試験により確認することとする。

なお、4.3高圧ガス設備の耐圧性能及び強度により確認した結果、減肉、割れ等の欠陥が発見され当該欠陥が次の表1左欄に掲げる欠陥の箇所及び同表中欄に掲げるグラインダー加工等による仕上がりの深さに応じ、同表の右欄に掲げる点数に次の表2左欄に掲げる欠陥の長さ又は長径に応じ同表の右欄に掲げる点数を乗じて得た点数の和が6点を超える場合には、耐圧試験を実施し、さらに1年以上2年以内に開放検査を実施し割れ等がないことを確認するものとする。ただし、管台、マンホール部等の取付部に使用される引張強さが 570 N/mm^2 未満の炭素鋼（母材）及び当該炭素鋼（高張力鋼にあっては、溶接後に炉内で応力除去焼鈍したものに限る。）の溶接部の欠陥の溶接補修については耐圧試験及び1年以上2年以内の開放検査を省略しても差し支えない。

表1

欠陥の箇所	グラインダー加工等による仕上がりの深さ	点数
管台及びマンホール部	深さにかかわらず	1
胴板及び鏡板	3mm又は板厚の30%に相当する深さのうちいずれか小さい値以下	1
	3mm又は板厚の30%に相当する深さのうちいずれか小さい値を超えて4mm以下	2

表2

欠陥の長さ又は長径	点数
10mm以下	1
10mmを超え20mm以下	2
20mmを超え30mm以下	3

- * 2 内部及び外部に減肉及び劣化損傷が発生するおそれのない高圧ガス設備とは、次に掲げる設備をいう。
- ・二重殻構造の貯槽
 - ・コールド・エバポレータ(加圧蒸発器及び送ガス蒸発器を含む。)
 - ・メンブレン式貯槽
- 外部が不活性な断熱材で覆われ、窒素等不活性ガスにてシールされているか、又はこれと同等(例えば真空断熱)の高圧ガス設備であって、当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用している機器
- * 3 内部からの検査を行うことができない設備とは、次に掲げる設備をいう。
- 1) 配管
 - 2) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成13年12月28日 平成13・12・27原院第5号)の別添1 特定設備の技術基準の解釈(以下「特定則例示基準別添1」という。)第45条第1項(1)から(5)又は同別添7第二種特定設備の技術基準の解釈第45条第1項(1)から(5)までに掲げる特定設備
 - 3) 特定設備以外の圧力容器であって、2)の特定設備に準じるもの
- * 4 配管系とは、直管部のみならず、エルボ部及び配管付属品(弁、ノズル)等の連結された部品を含めたものをいう。なお、配管系は、ほぼ同一の腐食環境下にあって類似の腐食形態を受ける範囲

(腐食系) 単位で管理する。

- * 5 目視検査とは、設備内部及び外部表面の腐食、膨れ、割れ等の異常の有無を目視により観察し、設備の健全性を評価する検査である。なお、目視検査は直接目視によるほか、必要に応じファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用する。
- * 6 設備の種類、材料等に応じて別に定める期間（開放検査の周期）表3による。
なお、動機器については、摺動部の分解点検・整備のための開放周期とする。
- * 7 分解点検・整備のための開放時とは、摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は運転時間・状況、日常点検結果、過去の分解点検実績等を参考に定めた分解点検・整備の周期（時期）をいう。
- * 8 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備とは、次に掲げる設備である。
 - ・ LNG受入基地の高圧ガス設備
 - ・ 腐食性のない不活性ガス設備
- * 9 肉厚測定は、目視検査で耐圧部分に減肉が認められた場合、超音波厚さ計等を用いて行い、強度上必要な肉厚を維持していることを確認する。また、外観検査において腐食や摩耗の認められた部位についても肉厚測定を行う。ここで、肉厚が前回測定値と比べて減少している場合は、その減肉速度により次回検査までの減肉量を算出し、得られた予想肉厚が強度計算に用いられる最小肉厚（腐れしろを除く）を下回らないことを確認する。
なお、肉厚測定が省略できる場合の例を次に示す。
 - ()ステンレス鋼その他の耐食性材料であって、腐食による減肉がなく、かつ使用条件から摩耗のないもの。
 - ()防食コーティングを施工しているもので、コーティングが健全なもの。

表3 高圧ガス設備の開放検査の周期

高圧ガス設備（動機器を除く。以下4.3において同じ。）の内部の目視検査及び肉厚測定以外の非破壊検査は、次に掲げるところにしたがい、各々に掲げる期間内に実施する。ただし、当該期間は、減肉又は劣化損傷の状況に応じて短縮しなければならない。

設備の種類	使用材料	期間
貯槽	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム	15年以内
	ニッケル鋼（ニッケルの含有率が2.5%以上9%以下のものをいう。）	10年以内
	高張力鋼（最小引張強さが570N/mm ² 以上の炭素鋼をいう。以下4.3において同じ。）	完成検査後2年以内 その後3年（炉内で応力除去焼鈍を施した後に、溶接修理等を行っていない場合にあっては、5年）以内
	高張力鋼以外の炭素鋼（低温圧力容器の材料として使用する炭素鋼であって、低温貯槽の材料として使用されているものに限る。）	8年以内
	高張力鋼以外の炭素鋼（低温圧力容器の材料として使用する炭素鋼であって、低温貯槽以外の貯槽の材料として使用されているもの並びにボイラー及び溶接構造の材料として使用する圧延鋼又はこれらと同等以上の材料に限る。）	完成検査後2年以内 その後5年以内
	その他高張力鋼以外の炭素鋼	完成検査後2年以内 その後3年以内
貯槽以外の高圧ガス設備	その他材料	完成検査後2年以内 その後3年以内
	内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じるおそれのない材料	3年以内
	その他材料	完成検査後2年以内 その後3年以内

【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】

上記規定およびLNG受入基地のLNG関連設備の使用材料、構造等を踏まえ、当該設備毎の検査周期、方法は下記の通りとする。

(1)ローディングアーム

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。

(2) LNG気化器

2-1 オープンラック式（プレートフィン式も同じ。）

検査部位	周期	検査項目	検査方法
フィンチューブ 及び ヘッダーパイプ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、メタリコンの異常、その他異常の有無を確認する。
	1回/3年	メタリコン検査	メタリコンの膜厚測定を行う。

2-2 サブマージド式

検査部位	周期	検査項目	検査方法
気化器チューブ 及び マニホールド	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。
	1回/3年	目視検査	水槽の水を抜き、目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	水抜き時の目視検査において、チューブサポート部分の減肉が認められた場合に実施する。

2-3 シェルアンドチューブ式

検査部位	周期	検査項目	検査方法
中間熱媒体 凝縮器 (LNG 気化器)	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。
	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視によりチューブ、管板の変形、破損、その他異常の有無を確認する。
中間熱媒体 蒸発器	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。
アフターヒータ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	開放時の目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。

2-4 温水槽式（電気ヒータ式含む）

検査部位	周期	検査項目	検査方法
チューブ 及び 管寄せ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。
	1回/3年	目視検査	水槽の水を抜き（電気ヒータ式はヒータを取り外し）、目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	水抜き時等の目視検査において、チューブサポート部分の減肉が認められた場合に実施する。

(3) LNG容器

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。

(注)LNG容器として、BOG圧縮機入口サクションドラム、ブローダウンドラム等がある。

(4) LNG熱交換器

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本体	1回/1年	目視検査	目視により変形、破損、その他異常の有無を確認する。
	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他の異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	開放時の目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。

(注)LNG熱交換器として、液-液熱調付ORVのプレヒータパネル、シェルアンドチューブ式気化器のNG加温器等がある。

(5) L N G配管

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本 体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。

(注) L N G配管には、弁類及び伸縮継手等の配管付属品を含む。

(6)天然ガス配管(以下、N G配管という)

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本 体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	目視検査において、減肉を認めた場合に実施する。

(注) N G配管には、弁類及び伸縮継手等の配管付属品を含む。

- ・防音施工したN G配管では防音材の異常があった場合、肉厚測定を実施する。

(7) L N Gポンプ

検査部位	周期	検査項目	検査方法
バレル (ポット式) (ヘッド カバ-含む)	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。

(注) ポンプ本体の分解点検時の目視検査により異常が認められた場合に実施する。ポンプ本体の分解点検周期は、運転時間、振動測定結果から決定する。

(8) B O G圧縮機・戻りガスプロワ

検査部位	周期	検査項目	検査方法
圧縮機・プロワ 本体	その他 ^(注1)	目視検査	分解点検時に、耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	分解時の目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。
ガスクーラ	1回 / 1年	目視検査	目視により、変形、損傷、その他異常のないことを確認する。
	その他 ^(注2)	目視検査	分解を行い、目視により、管板、チューブの変形、破損、その他の異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	分解時の目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。
スナバー タンク	1回 / 1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。
	その他	肉厚測定	目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。

(注1) 圧縮機・プロワ本体の分解点検周期は、運転時間、振動測定結果から決定する。

(注2) ガスクーラの分解点検は、本体の分解点検時に合わせて実施する。

(9) LNGローリー出荷設備

9-1 ローディングアーム

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本 体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。

9-2 フレキシブルチューブ

検査部位	周期	検査項目	検査方法
本 体	1回/1年	耐圧検査	気体を用い常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行い、異常の有無を確認する。

(10) LNGタンク

解説 * 2 より、LNGタンクの耐圧性能及び強度に関する検査は不要である。

4.4 高圧ガス設備の気密性能

高圧ガス設備（漏えい等の異常のおそれがないもの^{*1}を除く。）の気密性能に係る検査は、1年に1回当該高圧ガス設備から漏えい等の異常がないこと^{*2}を次に掲げる方法により確認する。

- (1) 高圧ガス設備を開放（分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。以下(2)において同じ。）した場合の気密試験の方法原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。
ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合^{*3}には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができる。
- (2) 高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験の方法
当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第18号

【解説】

- * 1 次に掲げる高圧ガス設備は、過去の実績、経験等から漏えい等の異常のおそれがないものであるため、4.4 高圧ガス設備の気密性能に係る検査は適用しない。
・二重殻構造の貯槽
・メンブレン式貯槽
・コールド・エバポレータ(加圧蒸発器及び送ガス蒸発器を含む。)
- * 2 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験があり、適切な方法を選択して行う。検査対象となる部位は、フランジ継手部、ねじ継手部、弁グランド部等である。
()発泡液をシール部に塗布し泡が認められるか否かで判定する。
()検査に用いるガス（実ガスを含む）の濃度が 1.0%以下の警報設定値で作動するガス検知器^{**1}を使用して、当該検知器が作動しないことにより判定する。
()被検査部分の容積及び最高使用圧力に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりとの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。
**1 ガス検知器は、測定箇所に応じて、適切な検知精度を有する

ものを使用することが望ましい。

(測定箇所及び要領については、4.1項参照)

- * 3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験の方法として、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合としては次のものがある。

停止した状態での試験用ガスを用いた気密試験では、気密試験の目的を達せない場合

ポンプ等の動機器の軸封部は、運転状態において内部流体の漏えいを防ぐ目的で設計されており、停止時にガスを用いて試験すれば漏えいが生じるので、運転状態の高圧ガスを用いることが適当である。

5. 計装・電気設備

5.1 計装設備

5.1.1 温度計^{*1}

高圧ガス設備の温度計に係る検査は目視及び精度検査とし、(1)及び(2)による。

ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設^{*1}運転状態で行う検査において温度計の検出部の取外しが困難な場合及び設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な構造のものであって当該設備を開放しない場合は、(3)に示す一定の要件を満足する場合に限り、(3)に示す「代替比較検査」とすることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第20号

【解説】

*1 LNG受入基地設備において、コンビ則第5条第1項20号、製造細目告示第6条の規定に対応する温度計とは、次の箇所に設置された温度計である。

LNG気化器出口

BOG圧縮機出口

*2 運転を停止することなく検査を行うことができる施設とは、次に掲げるものをいう（以下同じ。）。

1) 認定保安検査実施者の運転を停止することなく検査ができる製造施設

2) 高圧ガスの製造の目的から運転を停止することができない製造施設であって、取り扱うガスに腐食性がないもの

(1) 目視検査

温度計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。

(2) 精度検査

温度計精度確認用器具を用いて精度を測定^{*3}し、温度計の誤差があらかじめ定められた許容差以内であることを2年に1回確認する。

許容差は次の各号のいずれかを満足すること。

該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等程度以上のもの
当該温度計の一目量（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする
装置を有する温度計^{*4}の場合にあっては通常用いられる測定範囲の
最大値と最小値の差の千分の五）

【解説】

* 3 温度計精度確認用器具は、計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器とすること。注：改正告示と同様の規定又は記述に整理予定

* 4 一定間隔を持って断続的に指示又は記録する装置を有する温度計とは、検出部、変換器部、DCS、記録計等の指示又は記録を行う装置により構成された温度計測装置の検出部のことをいう。

(3) 代替比較検査

下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該温度計と指示変化が同一な範囲に設置された温度計（以下「比較温度計^{*5}」という。）との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。^{*6}

当該温度計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。
当該温度計と比較温度計との間で応答に遅れ^{*7}が生じないこと。
比較温度計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、
当該温度計と比較温度計との指示差（一定差で推移している場合は指示差の振れ幅）が（2）で示す許容差以内であること。ただし、当該温度計と比較温度計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。

【解説】

- * 5 比較温度計とは当該温度計と温度変化が同一な範囲に設置された温度計で、適正な周期（時期）のもと校正がなされている温度計をいう。
- * 6 当該温度計にダブルエレメントの温度計を使用した場合、もう片方の温度計は比較温度計及び当該温度計故障時の予備計器として使用できるものとする。
- * 7 応答遅れがないこととは、運転温度等の変化に対して両者の指示の変化に保安上、あるいは運転操作上有害なタイムラグがないことをいう。

5.1.2 圧力計

高圧ガス設備の圧力計に係る検査は目視及び精度検査とし、(1)及び(2)による。

ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査において圧力計の検出部の取外しが困難な場合は、(3)に示す一定の要件を満足する場合に限り、(3)に示す「代替比較検査」とすることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第21号

(1) 目視検査

圧力計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。

(2) 精度検査

圧力計精度確認用器具を用いて精度を測定^{*1}し、圧力計の誤差があらかじめ定められた許容差以内であることを2年に1回確認する。

許容差は次の各号のいずれかを満足すること。

該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等程度以上のもの
当該圧力計の2分の1目量（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計^{*2}の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）

【解説】

- * 1 圧力計精度確認用器具は、計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器とすること。注：改正告示と同様の規定又は記述に整理予定
- * 2 一定間隔を持って断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計とは、検出部、変換器部、DCS、記録計等の指示又は記録を行う装置により構成された圧力計測装置の検出部のことをいう。

(3) 代替比較検査

下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該圧力計と指示変化が同一な範囲に設置された圧力計（以下「比較圧力計^{*3}」という。）との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。

当該圧力計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。
当該圧力計と比較圧力計との間で応答に遅れ^{*4}が生じないこと。
比較圧力計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、
当該圧力計と比較圧力計との指示差（一定差で推移している場合は指示差の振れ幅）が（2）で示す許容差以内であること。ただし、当該圧力計と比較圧力計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。

【解説】

- * 3 比較圧力計とは当該圧力計と圧力変化が同一な範囲に設置された圧力計で、適正な周期（時期）のもと校正がなされている圧力計をいう。
- * 4 応答遅れがないこととは、運転圧力等の変化に対して両者の指示の変化に保安上、あるいは運転操作上有害なタイムラグがないことをいう。

5.1.3 液面計等

液化ガス貯槽に設けられた液面計に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第33号

目視検査

外観^{*}に破損、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、位置・方向等を含む。

5.2 電気設備

5.2.1 電気設備の防爆構造

可燃性ガスの高圧ガス設備に設けられた電気設備の防爆構造に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第48号

目視検査

外観^{*1}に破損、腐食、変形その他の異常^{*2}がないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 1 外観には、取付位置・構造等を含む。

* 2 ボルト緩み、腐食、異物衝突等により電気設備の本体、端子箱の合わせ面等に破損、変形等を含む。

5.2.2 保安電力等

保安電力等に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第50号

(1) 目視検査

保安電力等設備の状態^{*1}及び周囲の状態^{*2}を1年に1回目視により確認する。

【解説】

- * 1 電源装置にあっては、状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異音の有無等、また、停止待機中のエンジン駆動発電機等にあっては、表示灯、燃料や潤滑油のレベル及びスイッチ類の状態等について確認する。
- * 2 保安電力等が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。

(2) 作動検査

停電等により設備の機能が失われることのないよう、直ちに保安電力等に切り替わることを、1年に1回模擬の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあっては、保安電力が給電されていることを電圧確認で行う。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、「代替検査」^{*3}とすることができる。

【解説】

- * 3 保安電力が給電されていることをメーター、計測器又は表示灯で確認する。無停電電源装置(UPS)を含む蓄電池装置にあっては、蓄電池の供給電圧が維持されていることを確認する。エンジン駆動発電機にあっては、エンジンが起動し、定格電圧が得られることを確認する。

5.2.3 静電気除去措置

可燃性ガスの製造設備に設けられた静電気除去措置に係る検査は目視及び接地抵抗値測定とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第47号

(1) 目視検査

外観に腐食、破損、変形その他の異常^{*}がないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 静電気除去措置としての接地極、配管や塔槽類の接地ピース、避雷針、ボンディング用接続線等及びそこに接続する接地線等について、取付忘れ、接続の状態並びに締付部での割れや破断がないことを確認する。

(2) 接地抵抗値測定

接地抵抗値について、1年に1回接地抵抗測定器具を用いた測定により確認する。

6. 保安・防災設備

6.1 常用の温度の範囲に戻す措置

高圧ガス設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲に戻すための措置に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第20号

(1) 目視検査

外観^{*1}に腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 1 外観には取付位置、方向を含む。

(2) 作動検査^{*2}

常用の温度の範囲に戻す措置の機能に異常のないことを作動検査により1年に1回確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、運転状態での調節機能^{*3}が正常に行われていることにより確認する。

【解説】

* 2 インターロック機構により、措置を講じている場合は、6.17インターロック機構の作動検査によることができる。

* 3 調節機能とは、運転中において、設定された目標値に対し操作出力により操作端を動作させ、目標値と計測値が一致させるよう自動にて制御することを示す。

6.2 安全装置

高圧ガス設備の安全装置に係る検査は目視及びバネ式安全弁等作動検査を行うことが可能な装置について行う作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則： 第5条第1項第21号

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年（別表に掲げるバネ式安全弁については、その種類に応じた期間）に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年（別表に掲げるバネ式安全弁については、その種類に応じた期間）に1回行う。

別表

バネ式安全弁の種類	検査の期間
日本工業規格B8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及び以下に掲げるものを除く。）	2年
日本工業規格B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）	4年

6.3 安全弁等の放出管

高压ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管に係る検査は目視及び測定とし、(1)及び(2)による。ただし、測定については、前回保安検査以降放出管に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって測定に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則： 第5条第1項第22号

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形その他の異常のないこと^{*}を1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 開口部位置付近の状況確認を含む。

(2) 測 定

放出管の開口部の位置を、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた実測により確認する。ただし、規定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができます。

6.4 貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置

貯槽の温度上昇防止措置及び貯槽の耐熱・冷却措置に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第31号・32号

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

温度の上昇を防止するための措置で作動させることにより当該機能を満足させる装置については、その機能を1年に1回作動検査により確認する。

6.5 負圧防止措置

可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第34号

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査^{*1}

負圧防止措置の機能に異常のないことを1年に1回^{*2}作動検査により確認する^{*3}。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設に於ける圧力警報設備及び圧力と連動する緊急遮断装置を設けた設備の運転状態で行う検査については、模擬信号^{*4}により検査する。

【解説】

- * 1 インターロック機構により、措置を講じている場合は、6.17 インターロック機構の作動検査によることができる。
- * 2 真空安全弁により、措置を講じている場合は、作動検査は2年に1回とする。
- * 3 真空安全弁のうち重錘式のものにあっては、弁体の質量確認及び摺動部、シート面等の各部に異常がないことの確認によることができる。
- * 4 模擬信号には、圧力等を模擬で入力する方法の他に、電気信号、空気信号等による模擬信号を含む。また、出力信号の確認は、操作端へ出力する信号を確認する方法の他に、シーケンス回路の一部となる警報回路の動作による確認、操作端へ出力する信号のランプ表示等による確認を含む。

6.6 液化ガスの流出防止措置

貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置に係る検査は目視及び測定とし、(1)及び(2)による。ただし、測定については、前回保安検査以降当該流出防止措置に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって測定に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則： 第5条第1項第35号

(1) 目視検査

外観に亀裂、くずれ、損傷、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 測 定

当該流出防止措置の主要な寸法を1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた実測により確認する。

6.7 貯槽の配管に設けたバルブ

貯槽の配管に設けたバルブに係る検査は目視及び作動検査とし、(1) 及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第43号

(1) 目視検査

外観に腐食、破損、変形、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

バルブの作動について1年に1回良好に作動^{*}することを検査する。

【解説】

* 良好に作動とは、弁軸等の固着がないことを確認するための検査であり、必ずしも弁を全域作動させることを要しない。

6.8 緊急遮断装置（貯槽配管）

貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置に係る検査は目視、作動検査とし、(1)(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項44号

(1) 目視検査

緊急遮断に係る設備が、緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認^{*1}する。

【解説】

* 1 目視検査項目は設備の腐食、損傷、変形、汚れ、シグナルランプ等の表示を確認する。

(2) 作動検査

作動検査は、作動域全域について遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。

ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査は、部分作動検査^{*2}にて代替することができる。

【解説】

* 2 部分作動検査とは弁を全域動作させるものではなく、弁軸等の固定が無いことを確認する為の検査である。

6.9 インターロック機構^{*1}

可燃性ガスの製造設備又はこれらの製造設備の計装回路のインターロック機構に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項49号

(1) 目視検査

外観に破損その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

計装回路のインターロック機構が正常に機能することを1年に1回作動検査^{*2}で確認する。

ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、模擬信号により検査する。また、操作端については、操作端への出力が正常に出力されていることを確認する。

【解説】

*1 LNG受入基地設備において、コンビ則第5条第1項49号規定に対応するインターロックとは、次のものである。

LNGタンクレベル高による受入遮断弁閉止インターロック

LNG気化器出口温度低による気化器トリップ（入口遮断弁閉止）インターロック

ローディングアーム過旋回による遮断弁閉止動作インターロック

*2 停止中のインターロック機構の作動検査は、インターロックに組み込まれている遮断弁の作動検査を含む。また、運転中のインターロック機構の作動検査とは、模擬信号によりインターロック機構を動作させ操作端への出力が正常に出力されている検査であり、インターロックに組み込まれている遮断弁及び併用されている調節弁の実作動検査は含まない。

6.10 ガス漏えい検知警報設備

可燃性ガスの製造施設におけるガス漏えい検知警報設備に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第53号

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

検知警報設備は、1年に1回その検知及び警報に係る作動検査^{*}を行い、正常に作動することを確認する。

【解説】

- * 作動検査は試験用標準ガスにより実施する。検知警報設備の発信に至るまでの遅れは、警報設定値の1.6倍の濃度において、通常30秒以内であること。なお、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガスについては60秒以内であること。
また、取扱説明書又は仕様書に記載された点検事項（表示灯・指示計の指針・検知部の状態、サンプリング系の状態等）を確認すること。

6.11 防消火設備

防火設備に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。
消火設備に係る検査は目視とし、(1)による

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項第54号・65号ル

(1) 目視検査

外観に腐食、破損、変形、その他の異常がなく、使用可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

防火設備の機能について、1年に1回作動検査により確認する。

6.12 ベントスタック、フレアースタック

ベントスタック及びフレアースタックに係る検査は、目視、図面確認及び記録確認とし、(1) (2) 及び(3)による。ただし、図面確認及び記録確認については、前回保安検査以降ベントスタック及びフレアースタックに変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって図面確認及び記録確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項55号・56号

(1) 目視検査

ベントスタックの着火防止措置、ドレン滞留防止措置等について、劣化、損傷、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、ドラムの液面管理等により確認する。
フレアースタックのパイロットバーナー、逆火防止措置等について、劣化、損傷、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、DCSによる温度監視、監視カメラ、水封式ドラムの液面管理等により確認する。

(2) 図面確認

ベントスタックの高さ、放出口の位置及びフレアースタックの位置、高さについて、1年に1回図面により確認する。

(3) 記録確認

フレアースタックの燃焼能力及び材質等について、1年に1回記録により確認する。

6.13 保安用不活性ガス等

可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の特定製造事業所の保安用不活性ガス又はスチームの保有状況又は供給を確実に受けるための措置に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項62号

目視検査

可燃性ガスの特定製造事業所について、保安用不活性ガスの保有状況又は供給を確実に受けるための措置を1年に1回目視により確認する。

6.14 通報措置

緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置に係る検査は目視及び使用検査とし、（1）及び（2）による。

【対応規則条項】

コンビ則：第5条第1項63号

（1）目視検査

通報設備の外観について、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。

（2）使用検査

通報設備について、設備が正常に使用出来ることを1年に1回確認する。

7. 導管

7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管

7.1.1 設置場所

導管の設置されているルートの周囲の状況に係る検査は地図及び図面確認又は記録確認とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第1号（第10条第1号）

地図及び図面確認又は記録確認

導管の設置されているルートの周囲の状況が適切であることを1年に1回地図及び図面又は記録により確認する。

7.1.2 地盤面上の導管の設置及び標識

導管の設置されている場所に係る検査は目視とし、(1)による。標識に係る検査は目視とし、(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第2号・3号

(1) 目視検査（導管の設置）

設置状況に異常のないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 目視検査（標識）

外観^{*}に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向・記載事項等を含む。

7.1.3 耐圧性能及び強度^{*1}

導管（導管付属品を含めた相互に連結された系^{*2}をいう。以下7.1.4において同じ。）の耐圧性能・強度に係る検査は、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを外部から次に掲げる目視検査及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により確認する。ただし、内部から検査できる場合には、「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」に規定するところに準じて確認する。

（1）目視検査^{*3}

導管（地中に埋設された部分及び水中に設置された部分であって、電気防食^{*4}、塗覆装等により防食管理が適切になされているもの並びに二重管を除く。）の外部（断熱材等で被覆されているものにあってはその外面）の目視検査は、1年に1回行う。なお、弁類については、内部の目視検査を分解点検・整備時に行う。

（2）非破壊検査

（2-1）肉厚測定

導管が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管^{*5}については、外部の目視検査で減肉が認められたときに実施する。

（2-2）肉厚測定以外の非破壊検査

肉厚測定以外の非破壊検査は、外部から導管の内部について、1年に1回実施する。ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管^{*5}については、非破壊検査は不要とする。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第5号・6号（第10条第1号）

【解説】

*1 省令の技術基準では導管の耐圧性能と強度は別の号で規定されているが、保安検査では両号に基づき導管の耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを確認することとし、耐圧性能及び強度に係る検査として一つの項目にまとめた。

耐圧試験は、設備の製作完了時点で強度上の健全性が確保されていることを確認するための試験であり、使用されている設備に実

際に加わる圧力以上の負荷を与えることはその設備の安全性を損なうおそれがある。このため、保安検査では原則として耐圧試験は実施しないこととした。

- * 2 系とは、直管部のみならず、エルボ部及び導管付属品（弁、ノズル）等の連結された部品を含めたものをいう。なお、系は、ほぼ同一の腐食環境下にあって類似の腐食形態を受ける範囲（腐食系）単位で管理する。
- * 3 目視検査とは、設備内部及び外部表面の腐食、膨れ、割れ等の異常の有無を目視により観察し、設備の健全性を評価する検査であり、非破壊検査等の必要性についても検討を行う。したがって、非破壊検査は、目視検査の結果を踏まえて行うことが重要である。なお、目視検査は直接目視によるほか、必要に応じファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用する。
- * 4 電気防食については7.1.6の腐食防止措置に従うこと。
- * 5 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管とは、次に掲げる導管をいう。
 - ・ LNG受入基地の導管
 - ・ 腐食性のない不活性ガスの導管

7.1.4 気密性能

導管の気密性能に係る検査は、1年に1回運転状態又は停止した状態において、運転状態の圧力により漏えい等の異常のないことを確認する^{*}。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第5号（第10条第1号）

【解説】

- * 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、次のとおり発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験があり、適切な方法を選択して行う。検査対象となる部位は、フランジ継手部、ねじ継手部、弁グランド部等である。
 - ()発泡液をシール部に塗布し泡が認められるか否かで判定する。
 - ()検査に用いるガス（実ガスを含む）の濃度が1.0%以下で作動するガス検知器を使用して、当該検知器が作動しないことにより判定する。
 - ()被検査部分の容積及び最高使用圧力に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりとの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。

7.1.5 腐食防止措置及び応力吸収措置

導管の腐食を防止するための措置及び応力(伸縮)吸収措置に係る検査は目視とし、(1)による。
電気防食措置が講じられた導管に係る検査は対地電位測定とし、(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第7号

(1) 目視検査

導管の腐食を防止する措置及び応力吸収措置の状況に異常のないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 対地電位測定

電気防食措置を講じた導管について、対地電位を1年に1回測定する。

7.1.6 温度上昇防止措置

導管の温度の上昇を防止するための措置に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第8号（第10条第1号）

目視検査

塗装、設置状況について、1年に1回目視により確認する。

7.1.7 圧力上昇防止措置

導管の圧力の上昇を防止するための措置に係る検査は目視及びバネ式安全弁等作動検査を行うことが可能な装置について行う作動検査とし、(1) 及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第9号（第10条第1号）

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年（別表に掲げるバネ式安全弁については、その種類に応じた期間）に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年（別表に掲げるバネ式安全弁については、その種類に応じた期間）に1回行う。

別表

バネ式安全弁の種類	検査の期間
日本工業規格B8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及び以下に掲げるものを除く。）	2年
日本工業規格B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）	4年

7.1.8 通報措置

通報を速やかに行うための措置に係る検査は目視及び使用検査とし、
(1) 及び (2) による。

【対応規則条項】

コンビ則：第9条第11号（第10条第1号）

（1）目視検査

通報設備の外観について、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。

（2）使用検査

通報設備について、設備が正常に使用出来ることを1年に1回確認する。

7.2 コンビナート製造事業所間の導管

7.2.1 標識

地盤面上及び地盤面下に設置されている導管の標識に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第2号

目視検査

外観^{*}に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・方向・記載事項等を含む。

7.2.2 腐食防止措置

導管の外面の腐食を防止するための措置に係る検査は目視とし、(1)による。

電気防食措置を講じた導管に係る検査は対地電位測定とし、(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第 10 条第 3 号

(1) 目視検査

導管の外面の腐食を防止するための措置の状況に異常のないことを 1 年に 1 回目視により確認する。

(2) 対地電位測定

電気防食措置を講じた導管について、対地電位を 1 年に 1 回測定する。

7.2.3 材料

導管、管継手及びバルブに使用されている材料に係る検査は、1年に1回記録確認又は図面確認による。ただし、前回保安検査以降材料に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録確認又は図面確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第4号

7.2.4 構造

導管等の構造の荷重に対する安全性に係る検査は記録確認又は図面確認とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第5号

記録確認又は図面確認

荷重に対する安全性に係る各種検査記録又は図面を1年に1回確認する。

7.2.5 伸縮を吸収する措置

導管の伸縮吸収措置に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第6号

目視検査

伸縮部に変形、損傷その他異の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

7.2.6 接合及びフランジ接合部の点検可能措置

導管等の接合箇所に係る検査及びフランジ接合箇所の点検を可能にするための措置に係る検査は目視とし、次による。ただし、前回保安検査以降導管等の接合箇所に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第7号・8号

目視検査

フランジ接合箇所に腐食、損傷その他の異常がないこと及び点検を可能にするための措置に腐食、損傷等がないことを1年に1回目視により確認する。

7.2.7 溶接

導管の溶接部に係る検査は記録確認又は図面確認とし、次による。ただし、前回保安検査以降導管の溶接部に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録確認又は図面確認に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第9号

記録確認又は図面確認

導管の溶接箇所が図面とおりであること及び溶接方法、非破壊検査記録を1年に1回記録又は図面により確認する。

7.2.8 設置状況の確認

次に掲げる導管の設置状況に係る検査は目視とし、次による。ただし、前回保安検査以降導管等の設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視に代えることができる。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第10号～23号

目視検査

導管の設置状況に異常がないことを1年に1回目視^{*}により確認する。

【解説】

* 目視で検査可能な部分に限定して実施する。

7.2.9 ガス漏えい検知警報設備

可燃性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備に係る検査は、目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第25号・29号

(1) 目視検査

外観に腐食、損傷、変形その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

検知警報設備は、1年に1回その検知及び警報に係る作動検査^{*}を行い、正常に作動することを確認する。

【解説】

- * 作動検査は試験用標準ガスにより実施する。検知警報設備の発信に至るまでの遅れは、警報設定値の1.6倍の濃度において、通常30秒以内であること。なお、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガスについては60秒以内であること。
また、取扱説明書又は仕様書に記載された点検事項（表示灯・指示計の指針・検知部の状態、サンプリング系の状態等）を確認すること。

7.2.10 運転状態を監視する措置

導管系の運転状態を監視する措置に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第26号

目視検査

運転状態^{*}を監視する装置に劣化、破損その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

【解説】

* 圧縮機、ポンプ及びバルブの作動状況等

7.2.11 異常事態が発生した場合の警報措置

導管系に異常事態が発生した場合にその旨を警報する装置に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第27号

(1) 目視検査

警報装置に劣化、破損、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

警報装置は、1年に1回その警報に係る作動検査を行い正常に作動することを確認する。

7.2.12 安全制御装置

導管系の安全制御装置に係る検査は、目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第28号

(1) 目視検査

安全制御装置に劣化、損傷その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

安全制御装置は、1年に1回その装置に係る作動検査を行い正常に作動することを確認する。

ただし、7.2.14により運転を停止することなく緊急遮断装置等の作動検査を行うことができる施設に設置された安全制御装置の作動検査は、運転を停止して行う保安検査時に実施する。

7.2.13 緊急遮断装置等

緊急遮断装置等に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第30号

(1) 目視検査

緊急遮断に係る設備が、緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認^{*1}する。

【解説】

* 1 設備の腐食、損傷、変形、汚れ、シグナルランプ等の表示を確認する。

(2) 作動検査

作動検査は、作動全域について計器室からの遠隔操作又は自動操作で正常に作動することを1年に1回確認する。

ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、部分作動検査^{*2}にて代替することができる。また、遮断弁が装置の自動調節弁として使用されている場合、運転状態で調節動作が正常に行われていることにより確認する。

【解説】

* 2 部分作動検査とは弁を全域動作させるものではなく弁軸等の固着が無いことを確認する為の検査である。

7.2.14 感震装置等

導管の経路における感震装置等に係る検査は目視及び作動検査とし、
(1) 及び (2) による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第32号

(1) 目視検査

外観及び周囲に動作に支障をきたす異常がないことを1年に1回目視により確認する。

(2) 作動検査

感震装置*を1年に1回作動させ、正常に作動すること又は正常な信号が出力されることを確認する。

【解説】

* 感震装置に点検用ボタンが装備されている場合、点検用ボタンにより作動検査を行うことができる。

7.2.15 保安用接地等

保安用接地等に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第33号

目視検査

保安用接地等に異常がないことを1年に1回目視により確認する。

7.2.16 絶縁

導管系の絶縁状況に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第34～36号

目視検査

導管系の絶縁状況に異常が生じていないことを1年に1回目視により確認する。

7.2.17 落雷による影響回避措置

導管系の避雷設備に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第37号

目視検査

導管系の避雷設備の外観に、腐食、損傷、変形その他異常のないことを
1年に1回目視により確認する。

7.2.18 保安電力

導管系の保安電力に係る検査は目視及び作動検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第38号

(1) 目視検査

保安電力等設備の状態^{*1}及び周囲の状態^{*2}を1年に1回目視により確認する。

【解説】

- * 1 電源装置にあっては、状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異音の有無等、また、停止待機中のエンジン駆動発電機等にあっては、表示灯、燃料や潤滑油のレベル及びスイッチ類の状態等について確認する。
- * 2 保安電力等が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。

(2) 作動検査

停電等により設備の機能が失われることのないよう、直ちに保安電力等に切り替わることを、1年に1回模擬の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあっては、保安電力が給電されていることを電圧確認で行う。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては「代替検査」^{*3}とすることができる。

【解説】

- * 3 保安電力が給電されていることをメーター、計測器又は表示灯で確認する。無停電電源装置(UPS)を含む蓄電池装置にあっては、蓄電池の供給電圧が維持されていることを確認する。エンジン駆動発電機にあっては、エンジンが起動し、定格電圧が得られることを確認する。

7.2.19 巡回監視車等

導管経路の巡回監視車、保安用資機材倉庫等に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

コンビ則：第10条第39号

目視検査

巡回監視車、保安用資機材倉庫等に異常のないことを1年に1回目視により確認する。

8. その他

コンビナート製造者の連絡用直通電話

当該関連事業所の事務所間及び作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話等に係る検査は目視及び使用検査とし、(1)及び(2)による。

【対応規則条項】

コンビ則：第11条第2項

(1) 目視検査

外観に破損、変形、その他の異常がないことを、1年に1回目視により確認する。

(2) 使用検査

設備が正常に使用できることを、1年に1回使用して確認する。